

「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」
の設置について

平成 30 年 7 月 27 日
統合イノベーション戦略推進会議決定
令和 3 年 4 月 27 日
一 部 改 正

1. 統合イノベーション戦略推進会議の下、イノベーション政策の横断的かつ実質的な調整を図るとともに、「統合イノベーション戦略」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）の推進に関する専門の事項を調査することを目的として、「イノベーション政策強化推進のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を課題毎に設置する。
2. 有識者会議を設置する課題及び構成員については、統合イノベーション戦略推進会議議長が決定する。
3. 有識者会議に座長を置き、統合イノベーション戦略推進会議議長の指名する者がこれに当たる。
4. 有識者会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
5. 座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
6. 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。